

## 福島県集中豪雨災害について

二〇七〇字

一九九八年八月豪雨災害が起こりまして、私どもも発生直後から豪雨対策の本部をつくりまして、三次にわたりまして調査団を派遣してまいりました。その調査に基づきまして、例えば二次災害防止と被害の拡大防止、あるいは寸断された生活道路などライフラインの復旧問題、さらには那珂川の堤防建設のおくれの問題など、八項目にわたりまして国土庁長官に申し入れを行ってまいりました。

そこでも申し上げたことですが、今回の被害の拡大に対する政府の責任というものが極めて大きいというのが率直な感想でございます。実際、現地に参りまして、被災者、被災自治体の切実な要望について政府が責任を持って必要な措置、対応を直ちにとることが重要であることを痛感しております。

時間の関係もございまして、直ちに取り組むべき問題ということについて、以下お聞きをしてみたいと思います。

まず第一に、まだ避難所生活を続けている方も多くございまして、水や土砂で被害を受けた家屋の本格的な片づけというのは、まさに今真っ最中、これからというところでございます。福島県の白河市でございますけれども、ここでは市で消毒が始まっておりますけれども、床上浸水についてだけなのです。床下浸水家屋は、申し出があれば貸し出すという程度のもので、また那須町では、家屋の片づけも困難をきわめておりまして、周辺の土砂の片づけなどは重

機を入れていただきたいという要望が出ております。つまり、手作業でやられているということでございます。

この現在の状況というのは、被災自治体任せにしていたのでは旧が遅々として進まないということを示しているのではないのでしょうか。現地の実態について国として把握をして、公的な支援を講ずるべきだと存じております。

そこで、今回の災害で百五十棟近くの方が全壊、半壊の被害に遭われましたし、一部損壊だとかまた損壊の認定に至ってはいいけれども、床上浸水の被害は三千五百以上に上っております。その中には、軒先まで水につかっているというような状況だとか、とても片づけをただけですぐには住めない、そういう被害に遭った方も決して少なくはございません。とても大変な状況でございますけれども、今親戚だとか縁者を頼って身を寄せているという方もいらっしゃるというふうに伺いますけれども、これは決して長続きする問題ではないわけですね。

そこで、きのうの時点、九月二日現在で七百十一名の方がまだ避難所生活を余儀なくされていらつしやいますし、地元紙の報道によりますと、今わかっているだけでも四十二世帯の方々が仮設住宅への入居を希望しておられます。聞きますと、自分が持っている田んぼや畑の近くに住んでいたんだ、だからもとの場所にできるだけ近いところに仮設住宅を建ててほしいという要望がございます。

そこで、希望者には入居条件などを外して公営住宅を確保するという問題、また仮設住宅を必要な戸数だけ建設するという問題は、

国として極めて急いで責任を果たさなければならぬのではないかと  
 と思いますけれども、その点、公営住宅問題は建設省、仮設住宅の  
 問題は厚生省からそれぞれお答えをいただきたいと思ひます。

小川政府委員 お答えいたします。

公営住宅の一時入居につきましては、今回のような災害の場合に  
 は当然最優先で対応させていただきたいと思ひます。現に、現地か  
 らの情報では、幾つかの空き家の公営住宅について既に入居してい  
 ただきつつあるというふうな連絡を受けております。

炭谷政府委員 一般の災害により住宅を失い、またみずから住宅  
 を確保できない方につきましては、地元地方公共団体と協議をいた  
 しまして、応急仮設住宅の提供については速やかに対処させていた  
 だきたいと思ひます。

藤木委員 ぜひ速やかに行つていただきたいと思ひます。実際に  
 被災者の方々の非常に強い要望になつておりますから、ぜひお願い  
 をしたいと思います。

次に、栃木県内の国道四号線や県道など、ずたずたに寸断されま  
 した生活道路であるとか橋梁、水道など、ライフラインの復旧を急  
 ぐことはもちろんのことでございますけれども、今後の雨に備えて  
 河川、護岸の改修などに急いで着手すべきことなど、本日に山積し  
 ております。さらに、農業被害も非常に大ききゅうございまして、稲  
 や野菜、牛なども四百頭以上が被害を受けるなど、大変な事態であ  
 ります。共済金の早期支払いは当然でございますけれども、共済だ  
 けではとても賄えません。農業を再開できるような援助が必要でこ

ざいます。あわせて、地方交付税の前倒し支給を初め必要な財政支  
 援を直ちに行つていただきたいと思ひます。

それから、先ほど来お話が出ておりますけれども、被災自治体か  
 らはこぞつて激甚災害の指定を要求する切実な訴えがございます。  
 大臣は法の仕組みについて説明をされましたけれども、私はやはり  
 一刻も早く指定を行つていただきたいということを御要望させてい  
 ただき、ぜひ御答弁をいただきたいと思ひます。

同時に、被災地では、さきの国会で成立しました災害被災者生活  
 再建支援法の適用をしてほしいという要望も伺つております。総理  
 も、二十九日被災地を視察されました際に、支援法の趣旨を踏まえ  
 て対応したいと述べておられますし、今大臣も、被災者の生活を再  
 建するための支援